

令和6年度 いじめ防止のための基本方針

唐津市立大志小学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの防止は、すべての児童が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずに行う。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) 学校いじめ対策委員会の設置

いじめの防止等に関する対策や設置を学校の中核となって実行的に行うため、「学校いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。

(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針に沿って学年と関係校務分掌が連携を図りながら、学校全体として取り組む。いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、速やかに対応する。

3 いじめの未然防止の取組

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身につけさせるため、学校の教育活動全体における位置づけを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(2) 児童の自主的な取組への支援

児童が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう児童会活動などの特別活動を充実させる。

(3) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

児童の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りやPTA総会、学校運営協議会等を通じて、いじめが児童の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を生徒・保護者に周知する。

③ 相談窓口の充実

学校のホームページ上に相談メールを受け付けるアドレスや電話番号を掲載する。相談を受けた者は、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに対策委員会を開催し対応する。

(2) いじめに関するアンケート調査

県の標準様式及び学校独自の生活アンケート調査を活用し、アンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。また、定期的に行うことでいじめ抑止の効果もある。

5 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに対策委員会を開催し、聞き取り調査等を行うとともに、速やかに市教育委員会、及び県教育委員会に第1報を行う。

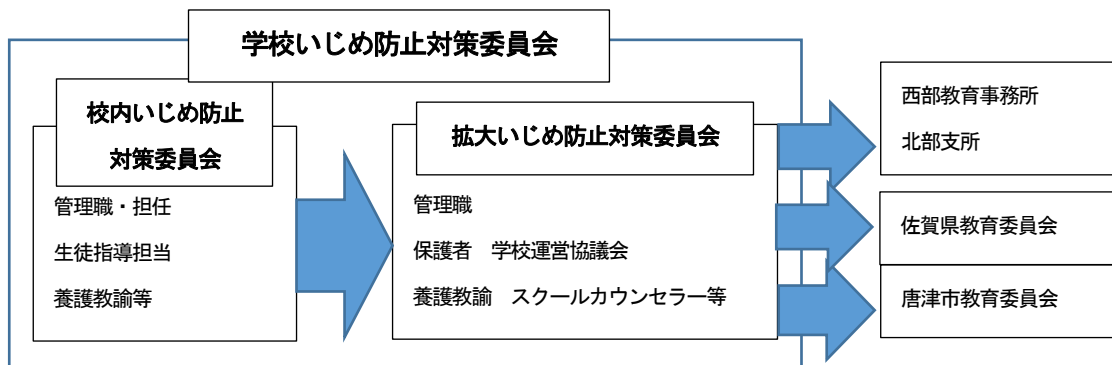
② いじめの認知

いじめを認知した場合は、調査方法、被害・加害生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。

(2) 重大事案への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会、及び県教育委員会に報告するとともに連携を図りながら事案に対応する。

(3) 対応フロー図 ①覚知 ②認知 ③解消



6 いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一体の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、

市教育委員会、及び県教育委員会に報告する。